

勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例

勤労身体障がい者体育館条例（昭和52年岩手県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区 分			普通利用料金の上限額								特別利用料金の上限額
			全館貸切使用						区分使用	個人使用	
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 20時まで	9時から 17時まで	12時から 20時まで	9時から 20時まで	1区分1 時間まで ごとに	1人4時 間までご とに	
入場 料等 を徴 収し ない 場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及 び生徒	円 3,030	円 4,760	円 6,350	円 7,800	円 11,110	円 14,160	円 540	円 80	1 休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号）に規定す る休日、12月29日から31日までの日並び に1月2日及び3日に、その他の催しに 使用する場合においては、普通利用料金 の額の2割に相当する額（100円未満の 端数は、切り上げる。） 2 附属の施設又は設備の利用料金 附属の施設又は設備を使用する場合に おいては、1件又は1式1時間までごと に2,100円の範囲内で知事が定める額 3 電気料及び暖房料 電気を使用する場合又は暖房を使用す る期間においては、実費を基準として知
		一般	6,080	9,540	12,720	15,620	22,260	28,340	950	90	
	その他の催しに 使用する場合	30,430	47,640	63,570	78,080	111,220	141,650	2,780			
入場 料等 を徴 収す る場 合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及 び生徒	6,080	9,540	12,720	15,620	22,260	28,340	780		
		一般	12,150	19,080	25,440	31,240	44,510	56,670	1,320		
	その他の催しに 使用する場合	45,650	71,480	95,360	117,130	166,840	212,490	4,350			

	事が定める額
第3条の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額	1人1時間までごとに800円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。